

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長

車両管理業務の適正な実施について

車両管理業務(車両の運行、点検整備、燃料の補給その他の車両に関する管理業務をいう。以下同じ。)については、「公用車利用の適正化に関する方針について(平成20年7月22日)」及び「公用車利用の適正化のための工程表について(平成20年8月28日)」により、委託台数を必要最小限に絞り込んだうえで、今後の発注は原則としてすべて一般競争入札で実施していくこととしているところである。

国土交通省が発注する車両管理業務については、請負の形式による契約により行う業務であることを踏まえ、受託者は、自己の業務として発注者から独立して処理するものであることが求められるものであるから、発注者からの業務指示は、受託者側の管理者(車両管理責任者又はその代行者をいう。以下同じ。)を通じて行い、職員から車両管理員に対して直接に指揮命令が行われることのないよう徹底することが必要であるが、2月23日に広島労働局より、広島国道事務所の職員が受託業者の車両管理員に対する業務の遂行に関する指示を直接行っていたこと及び同事務所の職員が受託業者の車両管理員に対して労働時間を延長する場合の指示を行っていたことにより、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に違反するとして是正指導を受けたところである。

については、各局においては、車両管理業務の適正な実施を図るため、下記の留意事項にあらためて配意されたく、通知する。

記

1. 指揮命令について

車両管理業務については、請負の形式による契約により行う業務であることを踏まえ、受託者は、自己の業務として発注者から独立して処理するものであることが求められるものである。このため、発注者からの業務指示は、受託者側の管理者に対して行われるとともに、受託者側の管理者から車両管理員に対する指示がなされることが必要であり、国土交通省の職員から車両管理員に対して直接に指揮

命令が行われることのないよう徹底すること。

2. 管理者に対する運行計画の指示の徹底について

1. により受託者側の管理者を通じた業務指示を徹底するため、特に以下の点に留意して業務執行を行うこと。

① 各機関の車両担当職員は、前日夕方までに翌日の車両の運行計画をとりまとめ、FAX やメール等の方法で受託者側の管理者に対して業務指示することを徹底すること。

なお、指揮命令方法について疑念を招かないよう、運行計画については、経由地なども含め目的地をできるだけ詳細に記載して指示するとともに、関係書類の整備・保存に努めること。

② 運行計画の指示を行った後に、急な変更等があった場合や業務履行時間を超える場合には、車両担当職員は、受託者側の管理者に対し、電話等による方法で変更指示を行うことを徹底すること。また、車両担当職員や管理者の休暇等による不在が見込まれる場合には、事前に代行者を定めておくなどにより、変更時の指示が的確に行われるよう留意すること。

なお、指揮命令方法について疑念を招かないよう、変更内容の記録の整備・保存に努めること。

③ 公用車に乗車する職員に対し、車両管理員に対して直接に指揮命令が行われることのないよう指導を徹底するとともに、急な変更が生じた場合の車両担当職員に対する連絡方法を周知徹底しておくこと。

3. その他

車両管理業務以外の委託業務についても同様に上記のことを踏まえ、労働者派遣法に抵触することのないよう適正に実施されるように改めて指導を徹底すること。